

長崎県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県地域防災計画に規定する被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応急危険度判定」とは、被災建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性を判定することをいう。

2 この要綱において、「被災建築物応急危険度判定士」とは、この要綱に定めるところにより知事の認定を受けた者をいう。

(認定)

第3条 知事は長崎県地域防災計画による被災建築物の応急危険度判定を実施するため、この要綱の定めるところにより、被災建築物応急危険度判定士を認定することができるものとする。

2 前項の認定は、被災建築物応急危険度判定士の認定を受けようとする者の申請により行うものとする。

(認定基準)

第4条 被災建築物応急危険度判定士の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長崎県内に在住又は在勤している者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士の免許を有している者又は知事が認める者であること。
- (3) 第12条の規定に基づいて知事又は知事が指定する者が行う応急危険度判定の知識及び技術を修得するための講習を受講している者であること。
- (4) 建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者である場合は、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者である場合は、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(認定の申請)

第5条 被災建築物応急危険度判定士の認定を受けようとする者は、被災建築物応急危険度判定士認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条第2号の規定を満たすことを証する書面の写し
- (2) 第12条の規定に基づく講習を受講したことを証する書面
- (3) 申請者の顔写真2枚（申請日前6月以内に無帽、正面、上半身、無背景で撮影した縦3cm×横2.4cmの写真）

(認定証及び登録証の交付)

第6条 知事は、前条の申請書が提出された場合において、その内容が第4条に定める認定の基準に適合すると認めるときは、被災建築物応急危険度判定士名簿（別記第2号様式）に登録するとともに、被災建築物応急危険度判定士認定証（別記第3号様式）及び被災建築物応急危険度判定士登録証（別記第4号様式）を申請者へ交付するものとする。

- 2 被災建築物応急危険度判定士名簿に登録する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 氏名及び性別
 - (2) 生年月日
 - (3) 現住所
 - (4) 勤務先及び連絡先

(登録証の更新)

第6条の2 前条第1項により交付された被災建築物応急危険度判定士登録証（別記第4号様式）の有効期間は登録日より5年とする。

- 2 前項の登録証を更新する者は、第12条の規定に基づいて知事又は知事が指定する者が行う判定士の知識及び技術を修得するための講習（登録証の有効期間満了の直前に開催されるものに限る。）を受講している者その他同等の知識及び技術を習得しているとみなせる者で、被災建築物応急危険度判定士登録更新申請書（別記第1号の2様式）に次の各号に掲げる書類その他知事が必要と認めた書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 現在所持している被災建築物応急危険度判定士登録証
 - (2) 講習の受講を修了したことを証する書面（講習を実施した場合に限る。）
 - (3) 申請者の顔写真2枚（申請日前6月以内に無帽、正面、上半身、無背景で撮影した縦3cm×横2.4cmの写真）
- 3 前項において、被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、「長崎県被災建築物応急危険度判定実務講習」の受講を免除する。
- 4 知事は、前条第1項および第2項に準じ、更新した登録証を交付する。

(認定の取り消し)

第7条 知事は、被災建築物応急危険度判定士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて認定を受けたものであること又は第4条に定める認定の基準に適合しないことに至ったことが判明したときは、認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、本人にその旨を通知するとともに、被災建築物応急危険度判定士名簿の登録を抹消する。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに知事に被災建築物応急危険度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判定士登録証を返却しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 被災建築物応急危険度判定士は、第6条第2項に定める登録事項について変更が生じた場合は、速やかに被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届出書（別記第5号様式）に被災建築物応急危険度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判定士登録証を

添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出書が提出された場合は、直ちに被災建築物応急危険度判定士名簿の登録事項を変更するものとし、被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士認定証明証の記載事項に変更が生じた場合は、新たに変更に係る被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士登録証を申請者に交付するものとする。

(認定取り消しの申請)

- 第9条 被災建築物応急危険度判定士は、認定の取り消しを申請する場合は、被災建築物応急危険度判定士認定取消申請書(別記第6号様式)に被災建築物応急危険度判定士認定証及び被災建築物応急危険度判定士登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の取消し申請書が提出された場合は、認定を取り消すものとする。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の取消しを行った場合に準用する。

(再交付の申請)

- 第10条 被災建築物応急危険度判定士は、被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士登録証を汚損し又は紛失したときは、遅滞なく被災建築物応急危険度判定士認定証等再交付申請書(別記第7号様式)にその事由を記載し、汚損した場合にあっては、汚損した被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に申請書が提出された場合は、速やかに申請に係る被災建築物応急危険度判定士認定証又は被災建築物応急危険度判定士登録証を申請者に再交付する。

(関係機関への通知)

- 第11条 知事は、被災建築物応急危険度判定士名簿の登録を行ったときは、その内容を長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会に通知するものとする。
- 2 前項の規定は、被災建築物応急危険度判定士名簿の抹消又は変更を行った場合に準用する。

(講習の実施等)

- 第12条 知事は、被災建築物応急危険度判定士の認定が適切に行われるよう、応急危険度判定の知識及び技能の修得又は維持向上のための講習の実施その他の措置を講ずるものとする。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、被災建築物応急危険度判定士の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成10年6月29日から施行する。
この要綱は、平成28年1月16日から施行する。

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。
この要綱は、令和5年3月24日から施行する。